

# 指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針

平成25年2月27日市長決裁・制定

## 1、目的

この指針は、東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第20条に規定する情報提供施策のひとつです。

指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市の条例に定めるところにより、市の公の施設の管理運営を行わせるために市が指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）の選定情報について公表基準を定めることで、統一かつ円滑に市民への情報公表を進め、指定管理者制度の運用の透明性、公平性を向上させることを目的としています。

## 2、対象

この指針は、指定管理者制度を導入するすべての施設を対象とします。

## 3、ホームページにおける公表内容

市民に対して公表する情報の種類と公表時期等は、別表のとおりです。公表は市のホームページで行います。

指定管理者制度を導入する施設を所管する課長（以下「施設所管課長」という。）は、所管する施設が下表〈選定方法による4分類〉の類型AからDのどれに該当するかを判断し、それぞれの類型に応じて、別表に従い情報を公表するものとします。

### 〈選定方法による4分類〉

公募による場合	公募による場合（ <b>類型A：別表1</b> ）
	施設の目的などから、市民との協働、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等を図るべき施設である場合で、市内の団体等に限定して公募する場合（ <b>類型B：別表2</b> ）
公募によらない場合	施設の目的などから、市民との協働、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等を図るべき施設である場合で、市内の団体等のうち特定の団体を指定する場合（ <b>類型C：別表3</b> ）
	指定管理者としていた事業者の倒産等により新たな指定管理者を緊急に指定するとき又は施設の管理運営に特定の団体の専門的な技術を要する場合（ <b>類型D：別表4</b> ）

#### 4、公表の特例

施設所管課長は、別表に定める情報のうち公表できない合理的な理由があるものについては、公表しないことができます。この場合は、「公表できない理由」を市のホームページで公表するものとします。

#### 5、公表期間

この指針に基づき市のホームページで公表した情報は、別表で特に指定した情報を除き、指定管理者の指定期間終了時まで公表を続けるものとします。

#### 6、応募者への周知

施設所管課長は、指定管理者を募集するときは、次の2点について募集要項に明記する等の方法により応募者へ周知しなければなりません。

- (1) 応募者が市に提出した書類は市が保有する公文書となるため、情報公開条例の規定に基づき公開する可能性があること。
- (2) 指定管理者選定過程の情報は、この指針に基づき市のホームページで公表されること。

別表1

		対象とする情報の種類	類型A
ホームページ 中見出し		ホームページ小見出し (括弧内は、小見出しの下に記載する内容の説明)	公表の時期及び期間 (終期の記載がないものは、指定期間終了時まで公表)
1	【施設名】指定管理者の募集	(募集の概要の説明文) ※小見出し不要	公募開始時～ 指定管理者との 協定締結時
2	公募の概要	対象となる施設の名称	公募開始時
3		施設の所在地	
4		指定期間	
5		公募の所管課及び公募に関する連絡先(所管課、連絡先)	
6		指定管理者の選定方式	
7		公募要項等・応募書類のご案内(公募要項・応募書類ダウンロードの案内)	
8		応募書類配布期間	
9		応募受付期間	
10		事業者への説明会について(日時・内容)	
11		事業者への説明会の申込み方法	
12	公募要項・応募書類ダウンロード	公募要項等(公募要項。指定管理者の業務内容、指定管理料の参考価格等を別書類とした場合は、当該書類も含む。)	公募開始時～ 応募書類配布 期間終了時
13	応募書類等		
14	指定管理者選定方式の詳細	選定委員会の委員の構成	公募開始時
15		選定に関する要領(選定委員会設置要領、選定実施要領など)	
16		選定基準(評価項目、配点、選定の内容)【※1】	

別表1(裏面)

		対象とする情報の種類	類型A
	ホームページ 中見出し	ホームページ小見出し (括弧内は、小見出しの下に記載する内容の説明)	公表の時期及び期間 (終期の記載がないものは、指定期間終了時まで公表)
17	指定管理者選定の進行状況	事業者への説明会の実施(参加団体数)	事業者への説明会実施後
18		応募書類の受付(応募団体数・応募団体名)【※2】	応募締め切り後
19		各次審査の結果(各次審査日時・通過団体数)	各次審査終了後
20		最終審査の結果 (指定管理候補者の名称・所在地、指定管理候補者の総得点、2位以下の応募団体の総得点【※3】)	指定管理候補者決定後
21		指定管理候補者の選定理由	〔指定管理者の指定の議案告示日の概ね一週間前までには公表開始〕
22		選定基準(評価項目、配点、選定の内容)【※1】	
23		指定管理者の指定の議決(議案番号、議案名、議決日)	
24		指定管理者との協定締結(協定締結日)	指定管理者との協定締結後
25		指定管理者への業務移行(業務移行日)	指定管理者への業務移行後
26	指定管理者の概要	(指定管理者の名称、所在地、代表者の名称) ※小見出し不要	指定管理者の指定の議決後
27	【施設名】指定管理者の公募結果	(公募結果の概要の説明文) ※小見出し不要	指定管理者との協定締結後
28	【施設名】のご案内	(市ホームページ「施設・窓口案内」のなかの当該施設ページへリンクを設定) ※小見出し不要	

※1：「選定基準」のうち、公募開始時に公表できないもの（公表により適正な選定に支障が生じるおそれのあるもの）は、指定管理候補者の決定後に公表するものとする。

※2：「応募書類の受付」については、応募団体が2社の場合は、落選した応募団体が自動的に特定されるため、応募団体名を公表しない。

※3：「2位以下の各応募団体の総得点」については、落選した応募団体の営業活動に悪影響を及ぼす可能性があるため、応募団体名を伏せて公表するものとする。